

平成 22 年 3 月 15 日

京都市都市計画局建築指導部建築審査課
(担当 設備審査係 075-222-3616)

乾式間仕切り工法の壁に設置するコンセント等の施工方法について

乾式間仕切り工法にて施工された壁（中空壁）で、建築基準法施行令（以下、「令」という）第 112 条第 15 項の準耐火構造の防火区画、第 113 条第 1 項の防火壁、第 114 条第 1 項の界壁、同条第 2 項の間仕切壁又は同条第 3 項若しくは第 4 項の隔壁（以下、「防火区画等」という）において、スイッチ・コンセント等の開口部を設ける場合は、次の施工条件を満たすこと。

1 配管等が壁に入る面と反対の面にコンセント等を設ける場合（壁を貫通する場合）

(1) 国土交通大臣が定めた構造方法の壁の場合

次のいずれかにより施工すること。

ア 国土交通大臣の認定を受けた構造方法による防火区画等の貫通措置を行うこと。なお、開口部を、異なる面の開口部と同一位置（背中合わせ）に設けないこと

イ 令第 112 条第 15 項及び第 129 条の 2 の 5 第 1 項第 7 号イの規定に適合し、かつ、次の施工条件を満たすこと。

- ・ 配線は、不燃材料の配管内に施工すること。
- ・ 配管の端口は、不燃材料で閉塞すること。
- ・ アウトレットボックスの不要な貫通孔は設けないこと。
- ・ 開口部を、異なる面の開口部と同一位置（背中合わせ）に設けないこと。
- ・ アウトレットボックスは鉄製（1.5 mm以上）とし、間柱に固定すること。

(2) 国土交通大臣の認定を受けた構造の壁の場合

壁の認定条件を満たし、かつ、上記（1）の工法により施工すること。

2 配管等が壁に入る面と同じ面にコンセント等を設ける場合

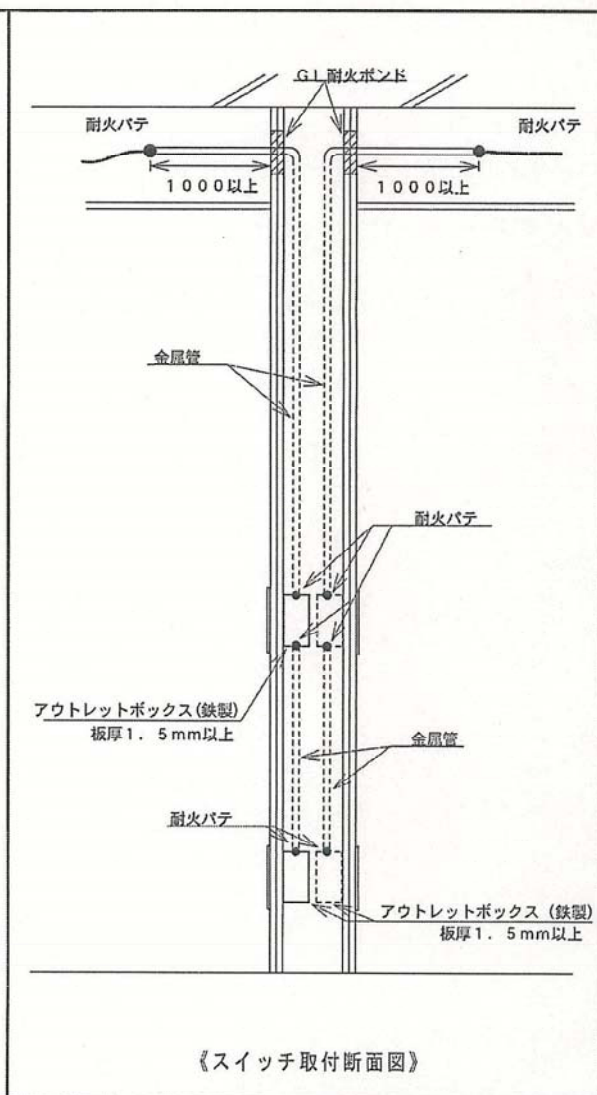
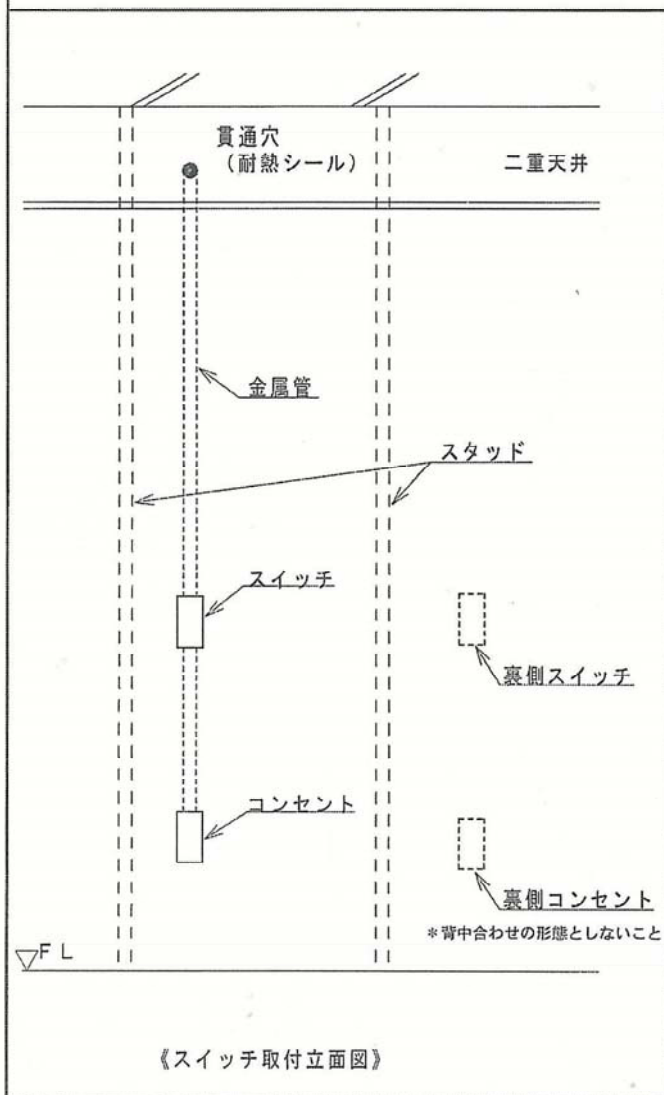
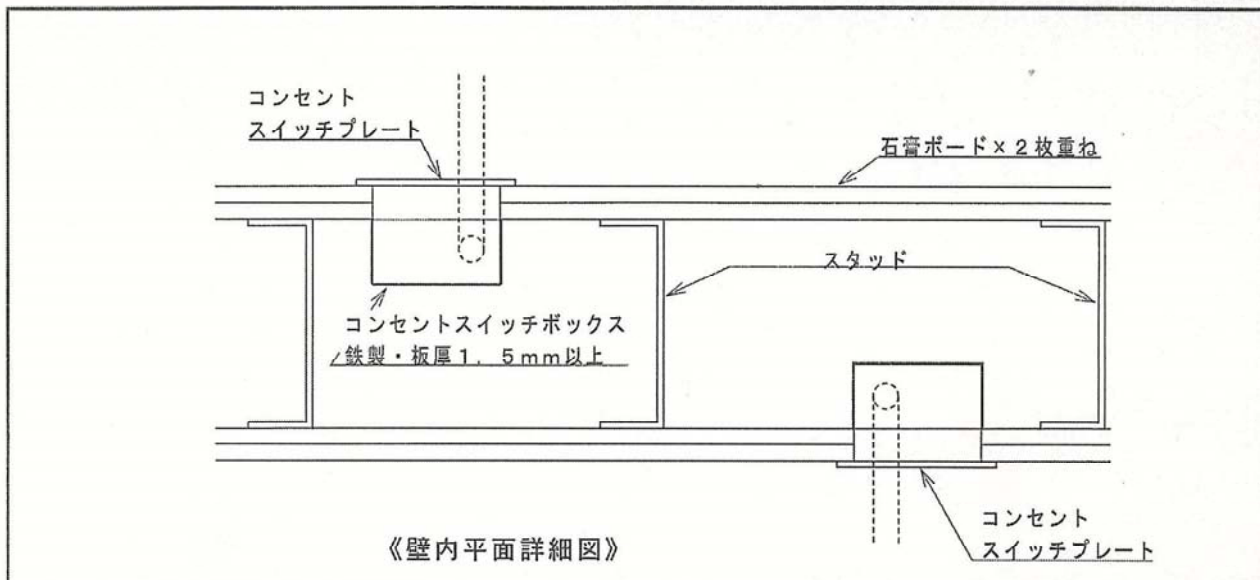
上記 1 の防火区画等の貫通措置に準じた施工を行った場合は、防火上、支障がないものと扱う。

注記

- ・ 上記 1（2）に掲げる国土交通大臣の認定を受けた壁は、認定条件によっては、開口部を設けることができないことがある。
- ・ 建築基準法第 30 条に規定する界壁にコンセントボックス等を設ける場合は、遮音性能を損なわないこと。

附則

「乾式間仕切り工法の壁にコンセント等を設けることについて」（平成 13 年 10 月 11 日 都建審第 87 号）は、廃止とする。



《中空壁スイッチ・コンセント取付詳細図》